

富山県県章使用要領

(目的)

第1条 この要領は、昭和63年12月27日付け富山県告示第1393号「富山県県章の制定について」に定める富山県県章（以下「県章」という。）が適正に使用され、そのイメージが歪められることのないようにするため、県章を使用する場合の基準、手続き等に関して必要な事項を定める。

(県章の図法基準等)

第2条 県章を使用する者は、富山県（以下、「県」という。）が定める「県政イメージアップのためのデザイン・マニュアル」の図法基準等に基づき県章を使用するものとする。

(県章の使用承認)

第3条 国、地方公共団体、県が出資する法人等以外の個人、法人又はその他の団体が県章を使用する場合は、県章の使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、富山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、県章の使用の承認にあたって、必要な条件を付すことができる。

3 知事は、県章の使用が次の各号の一に該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 営利活動又は特定の政治、思想、宗教の活動等に利用されるおそれがあると認められる場合
- (2) 主として自己の信用又は利益を高めるために使用するものであると認められる場合
- (3) 自己又は自己の商品等のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合
- (4) 県が関与、推奨していないにも関わらずそれを暗示させるおそれがある場合
- (5) 県又は県の関係機関と誤認されるおそれがある場合
- (6) 県又は県章の品位が損なわれるおそれがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) その他知事が不相当と認める場合

(県章の使用承認の取消)

第4条 知事は、県章の使用を承認した後であっても、次の各号に該当する場合は、承認を取り消し、既に配布を行った物件の回収等、必要な措置を求めることができる。なお、回収等にかかる経費は使用者の負担とする。

- (1) 前条第1項に定める使用承認申請書の内容に虚偽のある場合
- (2) 前条第2項に定める条件に違反して使用した場合
- (3) 前条第3項各号に該当することが判明した場合
- (4) その他知事が必要と認める場合

(その他)

第5条 県は、当該承認案件にかかる損失の補償等の一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。